

保証事業会社による契約保証等の電子化対応について

令和7年4月1日より、以下に例示した契約保証及び前払金保証について、**電子化した証書による取扱い運用を開始します。**

具体的な電子化証書による手続きについては、**保証機関（保証事業会社※）に確認したうえで**、保証申込み等を行っていただきますようお願いいたします。

電子化の対象となる保証証書

契約保証

→ 契約保証証書（引受先：保証事業会社※）

電子化対象

前払金保証

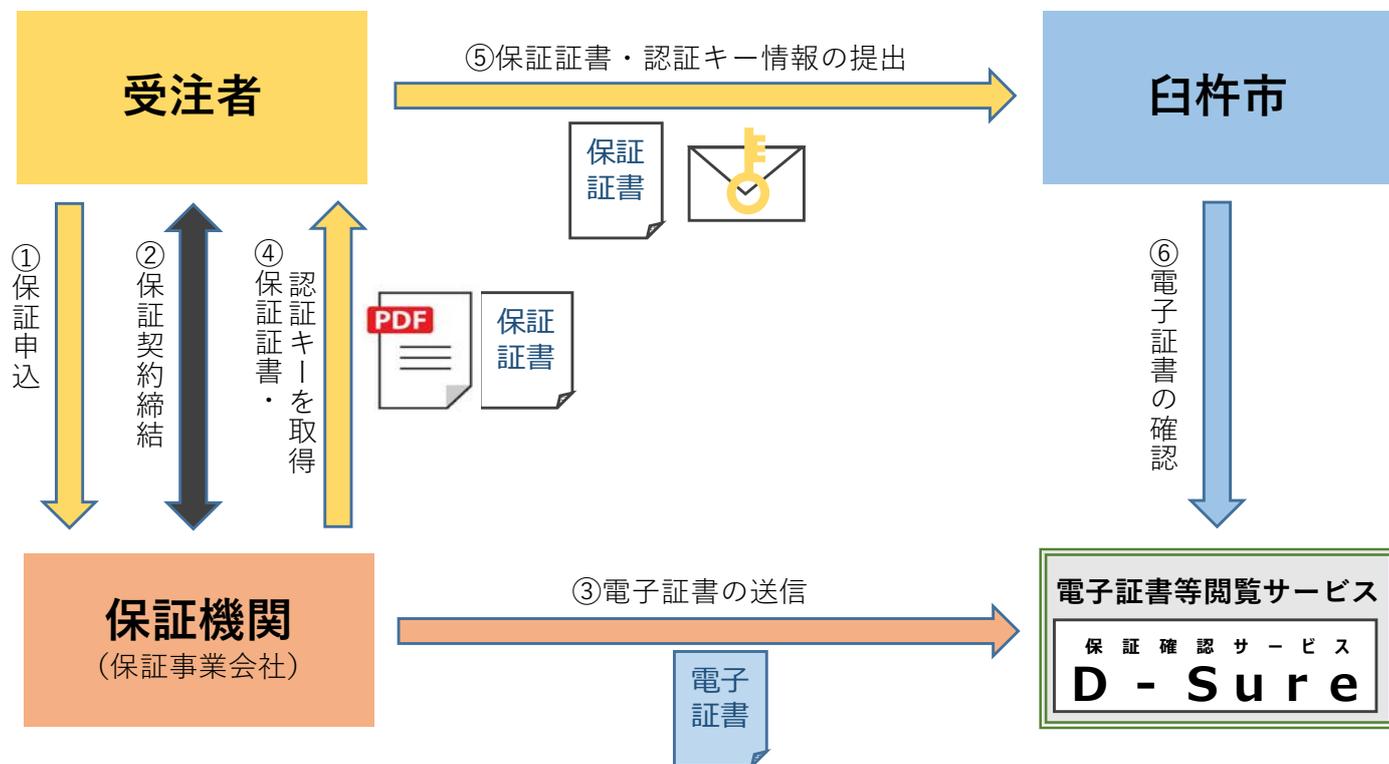
（中間前払金含む）

→ 前払金保証証書（引受先：保証事業会社※）

電子化対象

※保証事業会社とは、西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)のことです。（R7.4.1現在）

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書（〇〇保証）』（電子証書の内容を確認する画面）を印刷し、契約書等と併せて市に提出します。
また、この場合は必ず当初契約の作成時に、令和7年4月1日改正分以降の「白杵市公共工事請負契約約款」最新版を使用してください。